毎週

う。)第八条第五項、

第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退

編集

号

平 成二十 八

四六

(木曜

三月三十一日

次

目

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部規則……………………………………………………………………一三 営利企業等に従事することの許可基準に関する規則の全部改正……………………一三 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正………………………………………………………………

四

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関す

職員の給与に関する条例等の 一部を改正する条例附則第七項等の規定による給料に関す

人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則をここに公布する

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

大分県人事委員会規則第十五

職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 条 この規則は、 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号。 以 下 法 とい

日) 規定に基づき、 職管理に関する条例(平成二十八年大分県条例第五号。以下「条例」という。)第三条の 職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第二条 ける当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同 する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合にお 組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者(同項に規定 方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いてい 項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地 た時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法 数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、 利企業等(法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等 の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定める子法人は、 いての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定 いて決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式につ を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。 人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権 により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総 (株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会にお (昭和二十二年法律第百二十号) 第百六条 一の営利企業等及びその子法 一の営

(退職手当通算法人)

Ŧi.

四

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人(地 人をいう。以下同じ。)のほか、次に掲げる法人とする。 方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法

- 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)に規定する地方住宅供給公社
- 地方道路公社法 (昭和四十五年法律第八十二号)に規定する地方道路公社
- 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)に規定する土地開

る公庫等 国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号)第七条の二第一 項に規定す

平成二十八年三月三十一日

大分県報号外(人事委規則

職手当通算予定職

第五条 当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例 されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、 とする。 十八年大分県条例第百五号) 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定 の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者 退職手当通算法人の役員又は退職手 (昭和二

(内部組織の長に準ずる職

第六条 条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって 人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。 法第三十八条の二第四項の地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百五十八

- 議会事務局に置かれる事務局長
- 会計管理者
- 三 県参事、県技術監**、** 県技監及び県医監
- 会計管理局に置かれる局長
- 六 五 四 人事委員会事務局に置かれる事務局長
- 監査事務局に置かれる事務局長
- 七 労働委員会事務局に置かれる事務局長

合に限る。 二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官である警察官が就いている場合にあって 警察本部長及び警察本部の各部長(これらの職に警察法 同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である警察官が就いている場 (昭和二十九年法律第百六十

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の

役職員に類する者)

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共 属する執行機関の組織等 者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が 織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組 団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条各号に掲げる職(以下この条において「内部 五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職 していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする (当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職 再就職者が離職した日の

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

ていた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。 ている役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職し 止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当し に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連 する規則(平成十四年大分県人事委員会規則第二十号)別表第一及び別表第二に掲げる法 たものを除く。)及び第四条各号に掲げる法人並びに公益的法人等への職員の派遣等に関 を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人(大分県が設立し 人が行う業務とする

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の 事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料すると きに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をするこ とを求める場合とする。 二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、 法令に違反する

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又 務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの である場合とする。 は依頼に係る職務上の行為がガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認を得ようとする再就職者は、 る依頼等の承認申請書(第一号様式)を任命権者に提出しなければならない。 再就職者によ

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、 けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(第二号様式)を人事委員会 に提出して行うものとする 同項に規定する要求又は依頼を受

相当する職 (法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長に

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法 十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるも (昭和二十三年法律第百二十号) 第二

- (以下「部課長相当職」という。) は、 次に掲げる職とする
- 議会事務局に置かれる理事、 次長、参事監及び課長
- 大分県行政組織規則(昭和三十一年大分県規則第十号。 以下この号において 「組織規
- という。)に規定する次に掲げる職 組織規則第四条第六項に規定する理事、 審議監、 危機管理監、参事監、 局長 (芸術
- 文化スポーツ局及び観光・地域局に置かれるものに限る。)、課長、 所長及び室長
- 組織規則第四十八条第一項に規定する地方機関の長
- 所の長又は保健所に置かれる保健部の部長に限る。) 組織規則第四十八条の二第一項に規定する支所分場等の長 (振興局に置かれる事務
- 一 組織規則第四十九条第一項に規定する部長(振興局又は農林水産研究指導センター に置かれるものに限る。) 及びグループ長 (農林水産研究指導センターに置かれるも
- かれるものに限る。 組織規則第五十条第一項に掲げる次長(振興局又は農林水産研究指導センターに置
- れるものに限る。) 組織規則第五十条の二第一項に規定する参事監(農林水産研究指導センターに置か
- 組織規則第六十三条の四第一項に規定する副所長
- の号において「教育組織規則」という。)に規定する次に掲げる職 大分県教育委員会行政組織規則(昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号。 以下こ
- 教育組織規則第十七条第一項に規定する理事
- 教育組織規則第十七条の二第一項に規定する教育次長
- 教育組織規則第十七条の四第一項に規定する参事監
- 教育組織規則第十八条に規定する課長及び室長
- 教育組織規則第二十一条第一項に規定する所長
- れ次に掲げる職(常勤の職である場合に限る。) 教育組織規則第三十条に規定する教育機関のうち次に掲げるものに置かれるそれぞ
- 大分県立図書館
- 大分県教育センター
- 大分県立歴史博物館 館長
- 大分県立社会教育総合センター センター長
- 大分県立先哲史料館 館長
- 兀 大分県立学校管理規則 (昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号) 第十一条第 項

- に規定する校長
- 人事委員会事務局に置かれる次長、参事監及び
- 監査事務局に置かれる次長、参事監及び課長
- 労働委員会事務局に置かれる次長、参事監及び課長
- 規定する企業局次長及び企業局参事監、 大分県企業局組織規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号)第七条第一項に 同規程第八条第 項に規定する課長並びに同規
- 九 大分県病院局組織規程(平成十八年大分県病院局管理規程第三号) 第七条第一項に規

程第九条第一項に規定するセンター長、部長及び室長

- 任部長、部長、副所長、室長、事務局長、参事監及び課長 定する病院局次長並びに同規程第九条に規定する院長、統括副院長、 副院長、 所長、主
- 第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である警察官が就いている場合に限 五十六条第一項に規定する地方警務官である警察官が就いている場合にあっては、 において「警察組織規則」という。)に規定する次に掲げる職(これらの職に警察法第 大分県警察の組織に関する規則 次号において同じ。) (平成六年大分県公安委員会規則第一号。 以下この号 同法
- 監査管理官、管理官、課長、所長(科学捜査研究所に置かれるものに限る。)、隊長 に置かれるものに限る。) (警察組織規則第三条第一項の各隊に置かれるものに限る。) 及び室長(通信指令室 警察組織規則第五条に規定する警務部参事官兼首席監察官、参事官、 参事監、 会計
- 警察組織規則第四十五条第一項に規定する校長
- 警察署の署長

に類する者) (部課長相当職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員

第十五条 法第三十八条の二第八項の部課長相当職に就いていた時に在職していた地方公共 る当該再就職者が当該部課長相当職に就いていた時に担当していた職務を担当している役 職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長相当職が廃止された場合におけ 団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就 職員が属する執行機関の組織等 していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。 (当該再就職者が当該部課長相当職に就いていた時に在職

任命権者の報告等

第十六条 任命権者が行う次の各号に掲げる行為については、それぞれ当該各号に定める事 項及び参考となるべき事項を記載した書面 (電磁的記錄 (電子的方式、 磁気的方式その他

同じ。)により行うものとする。 人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を含む。 以下

- 法第三十八条の三の報告 次に掲げる事項
- 次に掲げる区分に応じ、 それぞれ次に定める事項
- (1)役職員が規制違反行為(法第三十八条の三に規定する規制違反行為をいう。以下
- 同じ。)を行った疑いがある場合 当該役職員の氏名、 勤務する公署又は事務所及
- 者の氏名、 役職員であった者が規制違反行為を行った疑いがある場合 離職時に勤務していた公署又は事務所、離職時の職及び離職日 当該役職員であった
- 員又はこれに類する者の氏名、当該行為を受けた時に勤務していた公署又は事務 利企業等における地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた役職 該再就職者の氏名、 再就職者が規制違反行為を行った疑いがある場合 ②に規定するもののほか、 当該行為を受けた時の職及び職務内容 当該行為時にその地位に就いていた営利企業等の名称、 当該営 当
- 規制違反行為の疑いがある行為の内容
- 規制違反行為の疑いがあると思料するに至った理由及び経緯
- 法第三十八条の四第一項の通知 次に掲げる事項
- 前号イに定める事項
- 調査開始の予定時期
- 実施を予定している調査の概要
- 法第三十八条の四第三項 (法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。)

の報告 次に掲げる事項

- 第一号イに定める事項
- 調査を終了した日
- 調査の経過の概要
- 調査の結果判明した事実及びその理由
- 予定する再発防止対策の内容
- 2 要な資料を添付するものとする 前項の書面には、 規制違反行為の疑いのある行為の存在に関する文書の写しその他の必

(報告の要求等の方法

第十七条 次に掲げる行為は、書面により行うものとする。

法第三十八条の四第二項の報告の要求又は意見の表明

法第三十八条の五第一項の調査の要求

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する

第十八条 する。 等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織 第二条に定める者と

(内部組織の長に準ずる職

第十九条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体 条に定める職とする。 の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、 第六

属する役職員に類する者 (内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に

共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるもの の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公

法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体

は、第七条に定める者とする。

第二十条

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役

職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定める者とする。

(法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長に相当す

第二十二条 の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長 第十四条に定める職とする。

(部課長相当職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する

役職員に類する者)

第二十三条 の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属す る役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長 第十五条に定める者とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職

第二十四条 るものは、 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定め 次に掲げる職員が就いている職とする。

職員の給与に関する条例 (昭和三十二年大分県条例第三十九号。 以下「給与条例」と

)の適用を受ける職員であって、 次に掲げるもの

給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が六級以上のも

給与条例別表第二 一研究職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が四級以上のも

給与条例別表第三イ医療職給料表厂の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以上

二 給与条例別表第三口医療職給料表口の適用を受ける職員のうち職務の級が六級以上

給与条例別表第四海事職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が五級以上のも

給与条例別表第五公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が七級以上のも

給与条例別表第六イ教育職給料表厂の適用を受ける職員のうち職務の級が四級のも

給与条例別表第六口教育職給料表口の適用を受ける職員のうち職務の級が四級のも

一 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年大分県条例第四十二号) 条第一項の給料表の適用を受ける職員であって、 同表五号給の給料月額以上の給料を受 第四

けるもの

五条第一項の給料表の適用を受ける職員であって、 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成十五年大分県条例第四十三号) 第 同表四号給の給料月額以上の給料を

受けるもの

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和二十八年大分県条例第五十二号)

四十三年大分県企業局管理規程第四号)別表第一の適用を受ける職員のうち職務の級が の適用を受ける職員であって、大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程 (昭和

六級以上のもの

大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例 (平成十八年大分県条例第二十

三号)の適用を受ける職員であって、 次に掲げるもの

大分県病院局職員の給与に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十三

員のうち職務の級が六級以上のもの 以下「病院局給与規程」という。)別表第一病院行政職給料表の適用を受ける職

> \Box が三級以上のもの 病院局給与規程別表第二イ病院医療職給料表○の適用を受ける職員のうち職務の級

病院局給与規程別表第二ロ病院医療職給料表二の適用を受ける職員のうち職務の級

が六級以上のもの

が六級のもの 病院局給与規程別表第二ハ病院医療職給料表闫の適用を受ける職員のうち職務の級

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十五条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、 次に掲げる場合とする

号において なった場合 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この 「地方公務員等」という。)となるため退職し、 引き続き地方公務員等と

された場合 法第三条第二 一項に規定する一般職である職 (大分県に置かれるものに限る。) に任用

三 法第三条第三項に規定する特別職である職(大分県に置かれるものに限る。)

に就い

た場合

几 の合計額以下の報酬を得る場合 税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得 控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、一年間につき、 所得

(任命権者への再就職の届出

第二十六条 又はこれに相当する職の任命権者に提出して行うものとする 条例第三条の規定による届出は、再就職の届出書 (第三号様式) を離職した職

条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

2

離職時の職

兀 再就職日

離職日

五 再就職先の名称

六 再就職先の業務内容

七 再就職先における地位

再就職先における職務内容

平成二十八年三月三十

日

大分県報号外(人事委規則

笙	1号様式	(第194	と関係)
70	1 7 1X 1L	177147	不 トナーレバ /

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第38条の2第6項第6号の規定により、次のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()	生年月日	日(年齢)				
氏 名	(FI)			年	月	日生 (歳)
勤務先営利企業等の名称			勤務先におけ	ける地位	(役職等	等)	
連 絡 先 TEL (_)	FAX (_	_	-)
勤務先営利企業等の業務内容							

2 離職時及び離職前の状況

磨焦	職日	年	月	日	離	職時の	職	
	所	属・職		在月	職期間			職務内容
			自		年	月	日	
*			至		年	月	日	
離			自		年	月	日	
職			至		年	月	日	
前			自		年	月	日	
5			至		年	月	日	
年			自		年	月	目	
間			至		年	月	日	
0			自		年	月	日	
在			至		年	月	日	
職			自		年	月	目	
状況			至		年	月	日	
等			自		年	月	日	
1			至		年	月	日	
			自		年	月	日	
			至		年	月	日	

3	要求又は依頼す	る事項。	と勤務先営利の	企業等と	の契約等の関係
---	---------	------	---------	------	---------

	在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約 に関する要求又は依頼
	□ 該当する □ 該当しない
	在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分 (行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分をいう。)に関する要求又は依頼
ı	□ 該当する □ 該当しない

平成二十八年三月三十一日
日 大分県報号

4 要求又は依頼の対象となる役職員	
(ふりがな) (所属
氏 名 職務内容	職
城份円谷	
5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容	
□ ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による	放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの
□ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関す	るもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程	度
□ 上記の2項目のいずれにも該当しない	
6 要求又は依頼の具体的な内容	
7 その他参考事項	
1 10 7 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
	リカステルができる
注1 氏名を自署した場合にあっては、押印を省略	「ナファルボッセフ」 夕
2 ※印の項は、地方公務員法第38条の2第4項	「することができる。 「又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、
当該職に就いていた期間まで遡って記載するこ	ります。 1.37
	「又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、 と。
	者記入欄
受理番号	
処理結果区分	
□ 承認	
□ 不承認	
□ 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
	<u></u> 処理年月日
承認番号	年 月 日

第2号様式 (第13条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定により、次のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

-1		H者
	/ш-/-	

(ふり	がな) ()	生年月日 (年齢)				
氏	名			年	月	日生(歳)
所	属		職				

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ()	要求又は依頼か	i 行われた	日時		
氏 名			年	月	日	時
再就職者が勤務する営利企業等の名称		勤務する営利金	と業等にお	ける再就職	え おの地位	(役職等)
離職時の所属		離職時の職				

3 要求又は依頼の内容

注 氏名を自署した場合にあっては、押印を省略することができる。

人事委員会受付印

第3号様式(第26条関係)

再就職の届出書

年 月 日

任命権者 殿

 住
 所

 氏
 名

 電話番号

職員の退職管理に関する条例(平成28年大分県条例第5号)第3条の規定により、次のとおり届出をします。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1	(ふ り が な)氏 名	
2	離職時の職	
3	離 職 日	年 月 日
4	再 就 職 日	年 月 日
5	再 就 職 先 の 名 称	
6	再就職先の業務内容	
7	再就職先における地位	
8	再就職先における職務内容	

注 氏名を自署した場合にあっては、押印を省略することができる。

任命権者受付印

(3)

ここに公布する。 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則を

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会規則第十六号

石 井

久

子

する規則 大分県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関

第一条この規則は、 う。) 第七条第四項の規定により公平委員会の事務を大分県に委託している地方公共団体 に関して、同法第八条第五項及び第三十八条の二の規定に基づき、職員の退職管理に関し 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。 以下「法」とい

必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において「再就職者」とは、法第三十八条の二第一項に規定する再就職者 をいう。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、 会に提出して行うものとする。 た後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書(別記様式)を大分県人事委員 同項に規定する要求又は依頼を受け

(任命権者の報告等)

第四条 り行うものとする。 の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。)を含む。)によ 及び参考となるべき事項を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人 任命権者が行う次の各号に掲げる行為については、それぞれ当該各号に定める事項

法第三十八条の三の報告 次に掲げる事項

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- 違反行為 た疑いがある場合 役職員 (法第三十八条の三に規定する規制違反行為をいう。以下同じ。 (法第三十八条の二第一項に規定する役職員をいう。以下同じ。 当該役職員の氏名、勤務する公署又は事務所及び職 が規制 を行っ
- 役職員であった者が規制違反行為を行った疑いがある場合 当該役職員であった 離職時に勤務していた公署又は事務所、離職時の職及び離職日

を受けた時の職及び職務内容 おける地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた役職員又はこれ の二第一項に規定する営利企業等をいう。 該再就職者の氏名、当該行為時にその地位に就いていた営利企業等(法第三十八条 に類する者の氏名、当該行為を受けた時に勤務していた公署又は事務所、 再就職者が規制違反行為を行った疑いがある場合 以下同じ。)の名称、 (2)に規定するもののほか、 当該営利企業等に 当該行為

- 規制違反行為の疑いがある行為の内容
- 規制違反行為の疑いがあると思料するに至った理由及び経緯
- 法第三十八条の四第一項の通知 次に掲げる事項
- 前号イに定める事項
- 調査開始の予定時期
- 実施を予定している調査の概要
- 法第三十八条の四第三項 (法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。)

1 第一号イに掲げる事項

の報告 次に掲げる事項

- \Box 調査を終了した日
- 調査の経過の概要
- 調査の結果判明した事実及びその理由
- 予定する再発防止対策の内容
- 2 前項の書面には、 規制違反行為の疑いのある行為の存在に関する文書の写しその他の必

(報告の要求等の方法)

要な資料を添付するものとする。

第五条 次に掲げる行為は、書面により行うものとする。

- 法第三十八条の四第二項の報告の要求又は意見の表明
- 法第三十八条の五第一項の調査の要求

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式(第3条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定により、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1	届出者	

(ふりがな) ()	生年月日 (年齢)				
氏 名			年	月	日生 (歳)
団体名※		所 属				
四件石巛		職				

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ()	要求又は依頼が行われた日時				
氏 名			年	月	日	時
再就職者が勤務する営利企業等の名称		勤務する営利企	業等にお	おける再就職	者の地位	(役職等)
離職時の所属		離職時の職				

3	更 歩て	7.1十伏市	盾の内容

- 注1 氏名を自署した場合にあっては、押印を省略することができる。 2 ※印の項は、町村名又は一部事務組合若しくは広域連合の名称を記載すること。

人事委員会受付印	

営利企業への従事等の制限に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

手」に改める。

大分県人事委員会規則第十七号

営利企業への従事等の制限に関する規則

営利企業等に従事することの許可基準に関する規則 (昭和二十六年大分県人事委員会規則

第八号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 う。)第三十八条の規定に基づき、 定めるものとする。 この規則は、 地方公務員法 職員の営利企業への従事等の制限に関し必要な事項を (昭和二十五年法律第二百六十一号。 以下「法」 とい

(人事委員会規則で定める地位)

第二条 とする会社その他の団体の顧問、 法第三十八条第一項の人事委員会規則で定める地位は、営利企業を営むことを目的 評議員又はこれらに準ずる地位とする。

第三条 任命権者は、次の各号のいずれにも該当するときを除き、法第三十八条第一項の許 可をすることはできない。

(任命権者の許可の基準)

職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体に従事しても、 能率の低下を来すおそれがないこと。 職務遂行

間に相反する利害関係を生じるおそれがなく、 それがないこと。 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体と職員が属する地方公共団体との かつ、当該職員の職務の公正を妨げるお

前二号に規定する場合を除くほか、 法の趣旨に反しないと認められること。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

八分県人事委員会委員長 石

井

久

子

大分県人事委員会規則第十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和三十二年大分県人事委員会規則第八号) 0 部を次

「及び操機長」に改め、 第五条中「船舶通信士」を 同条第二号中「、操機手、 「通信長」に改め、 同条第一号中「、 通信士及び司ちゆう手」を 操機長及び水夫長」を 「及び操機

育学校」に改める。 第七条第一項第二号及び別表第三中 「中学校及び小学校」を「小学校、 中学校及び義務教

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会規則第十九号

人分県人事委員会委員長

石

井

久

子

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則 (昭和三十四年大分県人事委員会規則第七号)の一部を次の

ように改正する。

号ずつ繰り上げる 瞍 号を第七号とし、 第三条第七号を削り、 第一条中「第四項」 を「専従の許可」に改め、 第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、 を「第五項」に、 同条第八号中 同条中同号を第十五号とし、 「勤務成績の評定」を「人事評価」に改め、 「基き」を「基づき」に改める 第十七号から第十九号までを一 同条第十六号中 同条中同 「専従休

同条第三項中「若しくは」を「及び」に改める。 第四条第二項中「移動する」を「異動する」に、 「すみやかに」を 「速やかに」に改め、

る。 第七条第二項中「移動した」を「異動した」に、 「すみやかに」を「速やかに」に改め

附 則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十

人分県人事委員会委員長 石 井 久

子

大分県人事委員会規則第二十号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 期末手当及び勤勉手当に関する規則 (昭和三十九年大分県人事委員会規則第四号) の 一 部

第二条第一号中 「第四条」 を「(昭和二十六年大分県条例第五十四号) 第三条」 に改め

る。

「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。 第七条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、 同条中 「不服申立て」を

く。)」を加える 該期間が二以上あるときは、 第十二条第二項第二号中 「している職員」の下に「(当該育児休業の承認に係る期間 それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除 当

の九十五」に改める。 二百」に改め、同条第二号中 第十四条第一号中「百分の百七十」を「百分の百六十」に、 「百分の八十」を「百分の七十五」に、 「百分の二百十」を「百分の 「百分の百」を 「百分

同表の教育職給料表にの部の教諭 項中「2 数111号給」を「2 数110号給」に、「2 数110号給」を「2 数109号給」に改め、 を を付さない講師に限る。)の項中「2 繋111 中 諮」を「2 繋110 中 諮」に、 に限る。)の項中 別表第一のイの表の教育職給料表⑴の部の教諭 「2 | ※109 中 ※ 」 に 改 め 、 同 表 の 講 師 に改める。 「2級123号給」を「2級122号給」に、 養護教諭 助教諭 栄養教諭 養護助教諭 養護教諭 講師(任用の期限を付さない講師 「2級122号給」や「2級121号 栄養教諭 実習助手 講師(任用の期限 寄宿舎指導員の 「2級110号給」

則

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久

子

大分県人事委員会規則第二十

職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 職員の地域手当の支給に関する規則 (平成十八年大分県人事委員会規則第九号) の一部を

附則第二項第一号中「百分の十八・五」を「百分の二十」に改め、 同項第二号中 「百分の

> め 十五・五」を 同項第六号中「百分の五」を「百分の六」に改める。 「百分の十六」に改め、 同項第三号中「百分の十四」 を 「百分の十五」に改

附則第三項中「百分の十五・五」を「百分の十六」に改める。

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

規則の一部を改正する規則をここに公布する。 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関する

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会規則第二十二号 大分県人事委員会委員長 石

井

久

子

料に関する規則の一部を改正する規則 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給

規則(平成十八年大分県人事委員会規則第二十一号。以下「平成十八年規則」という。)の 一部を次のように改正する。 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項等の規定による給料に関する

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。

三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 第三条第二号中「基準級より下位の職務の級に」を削り、 同条中第六号を第七号とし、 第

降号をした職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「前条第六号」を「前条第七号」に、 「同条第六号」

を 「同条第七号」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 降格をした場合(第五号に掲げる場合を除く。) 又は降号をした場合 当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料 においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に 額に相当する額を合算した額) の差額に相当する額 月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額と (降格又は降号を二回以上した場合にあっては、 を減じた額 それぞれの当該差 切替日の前日

第五条第一項中 「第三条第六号」を「第三条第七号」に改める

則

(施行期日)

この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

1

2 の例による 当することとなった職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 十七年大分県条例第六十一号)附則第九項の規定による給料の支給については、 この規則の施行の日前に改正前の平成十八年規則第四条第一項第二号に掲げる場合に該 なお従前

規則の一部を改正する規則をここに公布する。 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七項等の規定による給料に関する

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第二十三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七項等の規定による給

料に関する規則の一部を改正する規則

規則(平成二十七年大分県人事委員会規則第六号。以下「平成二十七年規則」という。)の 一部を次のように改正する。 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第七項等の規定による給料に関する

第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 第二条第二号中「第六号」を「第七号」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から

第二号において同じ。)をした職員 降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。 次条第一項

第三条第一項第二号中「除く。)」を「除く。)又は降号をした場合」に、 「当該降格」

を「当該降格又は降号」に、 「(降格」を「(降格又は降号」に改める。

則

(施行期日)

1 この規則は、 平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 成二十六年大分県条例第四十六号)附則第八項の規定による給料の支給については、 該当することとなった職員に対する職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平 従前の例による。 この規則の施行の日前に改正前の平成二十七年規則第三条第一項第二号に掲げる場合に なお

平成二十八年三月三十一日